

しやると、あるいはまた、この福生市をなお一層すばらしい市にしてくれという夢をその人たちが託していられしやる。やういうふうなことで、その人たちの御意向を素直にお引き受けをいたしましたして、それよりも何よりも、われわれはやういった答申をお受けすることは、われわれの責務がなお一層重くなったんだというふうな意識を強く持つて、やうお互いになお一層福生市のために発展するために努力しようというふうに心に折言い合うということの方がむしろ先決であり、肝要ではないかというふうな気がいたします。

やういった意味で、大変抽象的ではありますが、私はこの際、福生市とはかの市とのバランスとか、やういったようなことは私はこの際削除いたしますけれども、やういった意味において私は賛成でございます。

また、第三十九号、第四十号でございますが、これも松山議員は反対というのでございすけれども、これこそはもうまさに賛成以外の何物でもないというふうな気がいたします。

市長さんの仕事というのは、これはもう三百六十五日、文字どおり寝食を止めての市のためにと、市のためにと、ただそれだけでおやりになるわけでは

ございません、しかも、これが大変今回の答申が常識的なアップであると、議員全部ひくるのですけれども、これはやわめつわれわれは常識的な線ではないかというふうに理解すべきであると思うわけでありまして、やういった意味で、市長さん、あるいは助役さん、収入役さん、教育長さん、この人たちのアップ、これは私は当然だと思ひます。むしろ、やういうふうなことで三役や四役の方々が福生市のためになお一層行政を推進させることによつて、福生市の環境整備をなお一層よくすることによつて、しかも市民の喜びをつくり出すといったようなことであるとすれば、これは当然、市民からのコンセンサスを得ることは、これはもう当然だろうと私は思ひます。

以上のようなことで賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。ございしました。(拍手)

○議長(小林菊三君) 以上で討論を終わります。

これより本答申について起立により採決いたします。

本答申は、委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数であります。 ようて議案第三十七号は、委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第三議案第三十八号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 鈴木藤次郎君登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名がありましたので、ただいま議題となっております議案第三十八号について、審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付されております議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

質疑の概要について申し上げます。

報酬中、月額とするものと日額とするものがあるが、この根拠について、行政事務連絡員については、議員は二分の一という適用がないこと。また、この方々は市行政の第一線で働かされるが、報酬アップ額が一千元と低い理由について、提案理由の表現方法について等の質疑に対し、報酬の件は例規定で議会にて検討し、目安としてできれば十二月ごろ出したい。行政事務連絡員は、議員の資格でお願いする委員と違い、各町会の推薦を得た方に市長が委嘱をする形をとっており、二分の一の適用はない。また一千元アップでは確かに低いと思うが、議員のアップ率を基準にして算出している。提案理由は、非常勤特別職には答申がないため、議員報酬改定との均衡上このようにしている等の答弁の後、採決いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となりおります議案第三十八号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 よって議案第三十八号は、

委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第四議案第三十九号福生市長等の給与に関する

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 鈴木藤次郎君登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名がありましたので、ただいま議題となつております議案第三十九号について、審査報告をうけていただきます。

なお、お手元に御配付の議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

議案について理事各日の説明を受け、質疑に入りました。

質疑の概要について申し上げます。

本案提出に当たつての市長の考え方について、四月一日朔及適用における前市長の退職金への影響等について等の質疑に対し、理事各日から、市長は、質問による答申を尊重するの旨であり、また前市長の引き継ぎ事項で

もあるので、答申に沿ひ提案した。退職金への影響額は六十六万円の増となるとの答申の後、本案は答申そのまゝの提案であり、四月一日適用による前市長へのはね返りが六十六万円もあること等から反対するとの発言があり、起立により採決いたしましたところ、起立多数により原案のとおり可決した次第でございます。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

本案は、委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数であります。よつて議案第三十九号は、委員

会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第五議案第四号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 鈴木勝次郎君登壇)

○総務委員長(鈴木勝次郎君) 御指名がありましたので、ただいま議題となつ

ております議案第四十号について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案について理事者の説明を受け、質疑に入りました。

本案提出に当たつての市長の考え方について。職員給与の最高額について等の質疑に対し、市長は諮問による答申を尊重するものは当然であり、また前市長の引き継ぎ事項でもあり、答申に沿つて提案した。給与の最高額は諸手当込みで月額約四十二万円であるとの答弁の後、本案は答申そのまゝの提案であり、かつ四月一日からの遡及適用であり反対するとの意見があり、起立により採決いたしましたところ、起立多数により、本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、報告いたします。

議長(小林菊三君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君)

以上で質疑を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

本案は、委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

議長(小林菊三君)

起立多数であります。

よつて議案第四号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

議長(小林菊三君)

日程第六議案第四十一号福生市消防団条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から

報告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君)

議案第四十一号福生市消防団条例の一部を改

正する条例に関する審査報告を申し上げます。

お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本条例の一部改正につきましては、先般の本会議において理事者側より説明

がなされ、その内容につきましては、議員諸氏におうも十分御承知のとおりでありますので、提案理由及び改正内容については、本席における説明は省略させていただきます。本案に対する質疑につきましては、その大略を御報告させていただきます。

まず委員より、団員に支給されるべき報酬が直接本人に渡つておらず分団にプールされている現状だが、この状態について理事の方の考え方はどうなのかの質疑について、確かに現状はそれとおりだが、報酬支給は団長に一任となつており、これをどうすべきというふうな介入はどうかと思うとの答弁があり、さらに当市は火災発生も多いが、出勤手当や報酬が他市と比較してどうなのかとの質疑に対しては、青梅市の場合は、五十二年より据え置きとなっているが、団長は青梅市では十七万五千円で、当市では今回引き上げようとする額は十七万三千円である。その他の階級でも二千円から五千円の差がある。ただ、班長については、青梅市が四万円で、当市ではこれを四万三千円にしようとするもので、三千円高くなる。秋川市では、現行の団長報酬が十四万五千円、班長は三万二千五百円、団員は二万七千円となっている。また新しく市となったと

この報酬ランクについて見ると、正副団長は二位、分団長以下班長までは一位、団員は三位ということになる。さらに出勤手当については各市各様であり、最高が国分寺市の二十八万円、二十万円が八王子市、町田市、立川市、昭島市等で、そのほかはまちまちである。また機関員手当も出しているところ、あるいは団に慰労費として交付金を出している市もある。当市では出勤手当は十二万円、そのほか活動費として各分団に二十八万円、本部に十万円の予算が計上されている。

このような答弁があり、さらに委員より、出勤手当や分団活動費について見直していただきたい旨の意見があつて質疑を終わり、採決の結果、全員異議なく本条例改正案は提案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告どおり御決定くださるようお願いし、審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第四十一号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十一号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第七議案第四十二号福生市営住宅条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 鈴木藤次郎君登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名がありましたので、ただいま議題となつております議案第四十二号について、審査の内容を報告させていただきます。なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案については、理事者から、現在建設しつつあるセナ二戸の市営住宅及び第三次計画区域について本条例が適用され、第二次計画区域は適用外であるとの説明の後、質疑に入りました。

その概要を申し上げます。
第三次計画区域関係については、住宅は何戸あるのか。建てかえが長引いた場合、木造であり補修を要するであろうし、老朽化すれば倒壊の危険

も考えられるが、倒壊した場合の責任の所在について。また自己資金により便所の水洗化をして、その後転出するとき、市が水洗化分を買い取るのか。また第三次区域の今後の考え方について等の質疑があり、これに対し、戸数は五十二戸程度で、一番古いのは建築後二十九年経過している。補修は雨漏りや床が落ちた場合の修理程度であり、東京都の例に準じてやりたい。倒壊した場合の責任の所在というこの考え方は明確でないが、現在公住連との協定があり、役員と折衝して積極的に建てかえの方向にもっていくことが、今後の一番の課題と思う。自己資金で水洗化しても長期に利用できると考えられるので、償却費等考えると現在の二分の一か三分の二ぐらいで買い取りができると思う。また、今後の考え方については、第二次計画区域から第三次計画区域に移ってもらうのが第一であり、あくまでも最終的には第三次計画区域も建てかえを行い、払い下げの考えは持っていない。このような答弁の後、採決いたしましたところ、全員一致をもって原案のとおり可決することに決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十二号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議四十
議四十一
議四十二
議四十三
請願書の
一部削除
議三十七
議三十八
議三十九

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第四十二号は、委員
員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第八議案第四十三号昭和五十五年度福生市一般
会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託し
てありますので、各委員長から報告を願います。 まず総務委員長鈴木藤
次郎君。

(総務委員長 鈴木藤次郎君登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名がありましたので、ただいま議題となつ
ております議案第四十三号のうち、総務委員会所管分の審査の内容を御報
告させていただきます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

当委員会に付託された分は、歳入と、歳出中議会費、総務費、教育

費、予備費であります。理事員の説明の後、質疑に入りました。

質疑の概要について申し上げます。

四小の防音機能復旧工事について、学校におい、消防法改正に伴い改善
指導等受けたものはあるか。市民体育館のブラインド取りかえ工事は、
防衛の第三条、第九条は該当しないのか。また選挙費中、各種報酬の
国の基準について等の質疑があり、これに対し、四小の工事は、防衛が全国
ニ十カ所でテストケースとして新タイプのサッシをつけることになり、その一つに四小
が該当したための補正である。消防法に伴う関係は、増改築の場合は階
段の区画、内装を燃えにくいものにする。従来の燃える内装の場合は、窓
に自動排煙装置を設けること等がある。防衛第三条、第九条は改修、
改善には該当しない。選挙費中の国の基準は低く、現在市が上乗せして
いる。この点は都や国へ要望している状態である等の答弁の後、要望として、
防衛補助で建設した施設の維持管理費については、市長会や議長会等で
運動されたという意見、その他、職員数の関係の質疑応答がなされた後、
本案は、各例関係もあり反対するとの意見、また本案は審査の結果、

適当と認め賛成するとの意見がありましたので、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、報告いたします。

○議長(小林菊三君) 次に建設委員長村野武男君。

(建設委員長 村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名をいただきましたので、本案について審査報告をいたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

当委員会に付託された部分は、農林水産業費及び商工費であります。農林水産業費は、今回非常勤の特別職の職員の報酬改定に伴うもので、農業委員会費において七千二百円の増額補正、また商工費の商業施設補助金十四万二千円は不通りの五十一年、五十二年に措置された商業施設のボールの漆塗り及び球の交換をしようとするものであるとの説明があり

ました。

委員より、商業施設補助金について、どうして当初に組めなかったのか。

補助率はどの程度かとの質疑があり、これに対し、当初予算計上のリミットが十一月ごろであり、その後、商売会の方から事業計画が出されたため、今回の補正で組んだ。またセタには間に合うように急いで措置したい。補助率は商業施設補助金交付現則において三五%以内となっており、総事業費四十万五千六百円の三五%で十四万二千円補助しようとするものであるとの答弁があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げ、報告いたします。

○議長(小林菊三君) 次に厚生委員長関 米吉君。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第四十三号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第三号)歳出予算のうち厚生委員会所管分に対する